⑾　新たな技術の地域における実装等

（略）

脱炭素社会に向けて、新たな脱炭素型製品・技術が開発・実証されており、こうした技術の社会実装を通じて、地域活性化が促進されていくことが期待される。

また、国は、営農型太陽光発電に関し、新たな技術を含む更なる知見の収集・検証や、その情報提供等に努めるものとする。

２　（略）

第３　農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

（略）

１　基本的事項

⑴　（略）

⑵　（略）

ア～ウ　（略）

エ　農地法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）、森林法、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）、海岸法（昭和31年法律第101号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）又は温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく許可又は届出の手続の特例措置を円滑かつ適正に進める観点から、必要に応じ、これらに関する行政事務を所掌する国及び都道府県の担当部局と事前に調整を行うこと。

２　個別事項

⑴　（略）

①・②　（略）

③　営農型太陽光発電設備の取扱い

営農型太陽光発電設備については、農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、営農が行われる農地の上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置することで、営農を継続しながら発電を行う形態であることを踏まえ、営農型太陽光発電設備の用に供する農用地については、①ア及びイにかかわらず、設備整備区域に含めることを可能とする。

⑵・⑶　（略）

３　（略）

第４　再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

１　（略）

２　農林漁業の健全な発展に資する取組の具体例

基本計画に定める農林漁業の健全な発展に資する取組については、市町村がそれぞれの実情に応じて個別具体的に定めるものであるが、参考になる取組の例として、以下の取組が挙げられる。

⑴　再生可能エネルギー発電の導入による売電収益等を活用した地域活性化に資する取組

①　農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保

（略）

・　営農型太陽光発電による売電収益の一部を活用した、荒廃農地の再生を促進する取組　等

②～⑤　（略）

⑽　新たな技術の地域における実装等

（略）

脱炭素社会に向けて、新たな脱炭素型製品・技術が開発・実証されており、こうした技術の社会実装を通じて、地域活性化が促進されていくことが期待される。

２　（略）

第３　農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

（略）

１　基本的事項

⑴　（略）

⑵　（略）

ア～ウ　（略）

エ　農地法（昭和27年法律第229号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）、森林法、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）、海岸法（昭和31年法律第101号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）又は温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく許可又は届出の手続の特例措置を円滑かつ適正に進める観点から、必要に応じ、これらに関する行政事務を所掌する国及び都道府県の担当部局と事前に調整を行うこと。

２　個別事項

⑴　（略）

①・②　（略）

（新設）

⑵・⑶　（略）

３　（略）

第４　再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

１　（略）

２　農林漁業の健全な発展に資する取組の具体例

基本計画に定める農林漁業の健全な発展に資する取組については、市町村がそれぞれの実情に応じて個別具体的に定めるものであるが、参考になる取組の例として、以下の取組が挙げられる。

⑴　再生可能エネルギー発電の導入による売電収益等を活用した地域活性化に資する取組

①　農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保

（略）

・　発電事業者が売電収益の一部を活用して、太陽光発電設備が整備される区域が含まれる地域において無農薬で栽培されるなど特色のある米の販売を都市部において促進する取組　等

②～⑤　（略）